

令和8年度

名古屋市フリースクール等利用料補助金（不登校児童生徒支援）

フリースクール等の 利用料を補助します

9/1 火

受付開始

学校に行きづらさを感じる児童生徒の多様な学びを保障するため、フリースクール等を利用する児童生徒の保護者に対して、利用料を補助する制度を開始します。

主な補助要件

補助対象者

名古屋市立小・中学校、特別支援学校（小・中学部）に在籍中の、不登校の児童生徒の保護者

このほか、要件の詳細はホームページでご確認ください。

対象となるフリースクール等

不登校児童生徒の支援を主たる目的としている県内の通所型施設

このほか、要件の詳細はホームページでご確認ください。

フリースクール等に作成していただく書類があります。

※放課後等デイサービス（障害児通所支援）等は対象外です。

補助対象経費

平日日中におけるフリースクール等への 通所にかかる利用料

- ・利用料以外の入学費、施設整備費、および交通費等は対象外です。
- ・土日祝日、夜間、オンライン参加の日や、一度も通所していない月の利用料は対象外です。

補助額

区 分	補助率	月額上限
名古屋市の就学援助の認定を受けている方等	2分の1	児童生徒1人あたり22,000円
上記に該当しない方	4分の1	児童生徒1人あたり11,000円

- ・補助金の受給には交付申請と2回の実績報告（半年分ごと）が必要です。

交付申請受付期間

令和8年9月1日～
令和8年9月30日

- ・この期間後に通所を開始した場合等については、令和9年2月15日まで申請を受け付けます。
- ・令和8年4月分の利用料まで遡って申請が可能です。



ホームページのご案内

オンライン申請が可能です



<https://fs-subsidy.city.nagoya.jp>

※必要書類の詳細はホームページでご確認ください。

令和8年度

申請の手順

1 補助金交付申請



利用中のフリースクール等から書類を受取
(第2号様式、添付書類)
申請者の必要書類を用意し、提出
(住民票、本人確認書類、口座情報など)

2 審査・交付決定



市が必要に応じて現地調査などを実施し、
審査のうえ、交付決定者へ交付決定通知書を送付

3 実績報告



実績報告書(第10号様式)
通所状況報告書(第11号様式)
利用料支払い証明書類(領収書など)の提出

4 補助金の額確定



市が審査を行い、額の確定通知書を送付

5 補助金の請求



請求書(第13号様式)の提出

6 補助金の交付



申請者の金融機関口座に補助金を入金

手続きの期日(令和8年度)(予定)

交付申請	フリースクール等の 利用期間	実績報告
9/1~9/30	第1期分 (4/1~9/30)	11/1~11/30
	第2期分 (10/1~3/31)	3/1~3/31

実績報告の期日を過ぎると補助金の交付ができないためご注意ください。

お問合せ

名古屋市フリースクール等利用料補助金事務局

TEL:052-766-7519

受付時間: 9時~18時(土日祝日、年末年始を除く)

受託事業者: しゃちほこ合同会社

お問い合わせフォームはこちら↑

